

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に
関する規則」の取扱いに関する留意事項について
(四半期連結財務諸表規則ガイドライン)

平成 19 年 月
金融庁総務企画局

第一章 総 則

- 5－2 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「連結財務諸表規則ガイドライン」という。）5－2の取扱いは、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号。以下「規則」という。）第5条第2項に規定する事項について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイドライン5－2中「翌連結会計年度」とあるのは「当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く。）」と読み替えるものとする。
- 5－3 連結財務諸表規則ガイドライン5－3の取扱いは、規則第5条第3項に規定する事項について準用する。
- 7－1 連結財務諸表規則ガイドライン10－1の取扱いは、規則第7条第1項に規定する事項について準用する。
- 9 連結財務諸表規則ガイドライン12－1の取扱いは、規則第9条に規定する四半期決算日の異なる子会社について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイドライン12－1中「連結決算日」とあるのは「四半期連結決算日」と読み替えるものとする。
- 10 規則第10条の規定による記載については、次の点に留意する。
- 1 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、四半期連結財務諸表作成の基礎となっている各連結会社の四半期財務諸表の作成に係る会計処理の原則及び手続を含むものとする。
 - 2 会計基準及び法令の改正等（以下「会計基準等の改正」という。）に伴い、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更した場合において、当該四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を適用すべき会計事象又は取引が存在しないときは、規則第10条の規定による記載を要しない。
 - 3 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合（会計基準等の改正に伴い、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更した場合を含む。）において、四半期連結財務諸表に与えている影響が軽微なものについては、次の場合を除き、規則第10条第1項第2号及び第4号の規定による記載を行わないことができる。なお、次の(1)に該当する変更について記載を行う場合には、当該四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するものとする。また、次の(3)に該当する変更について記載を行う場合には、当該変更

が四半期連結財務諸表に与えている影響の内容を記載しないことができる。

- (1) 当該変更が、当該四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合
- (2) 当該変更が、連結の範囲又は持分法適用の範囲に係るものである場合
- (3) 当該変更が、連結子会社の四半期会計期間の末日と四半期連結決算日との間に3ヵ月を超えない差異がある場合において、規則第9条本文の規定による決算を行うか否かに係るものである場合

10-1-2 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（以下「四半期財務諸表等規則ガイドライン」という。）5-1-1の取扱いは、規則第10条第1項第2号に規定する事項について準用する。

10-1-3 四半期財務諸表等規則ガイドライン5-1-2の取扱いは、規則第10条第1項第3号に規定する事項について準用する。

10-2 四半期財務諸表等規則ガイドライン5-2の取扱いは、規則第10条第2項に規定する事項について準用する。

10-3 四半期財務諸表等規則ガイドライン5-3の取扱いは、規則第10条第3項に規定する事項について準用する。

11 四半期財務諸表等規則ガイドライン6の取扱いは、規則第11条に規定する事項について準用する。この場合において、四半期財務諸表等規則ガイドライン6中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「前事業年度決算」とあるのは「前連結会計年度決算」と、「四半期会計期間末」とあるのは「四半期連結会計期間末」と、「貸借対照表価額」とあるのは「連結貸借対照表価額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

なお、たな卸資産に含まれる未実現損益の消去に関して、例えば、前連結会計年度又は直前の四半期連結会計期間から取引状況に大きな変化がないと認められる場合に、前連結会計年度又は直前の四半期連結会計期間で使用した損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して算定する方法等が含まれることに留意する。

12 規則第12条に規定する四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは「四半期財務諸表に関する会計基準」にいう四半期特有の会計処理（原価差異の繰延処理、後入先出法における売上原価修正、税金費用の計算）をいうものとする。

13 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の4の取扱いは、規則第13条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。

- 14 規則第 14 条に規定する事項には、指定法人にあつては規則第 59 条及び第 78 条の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに留意する。
- 16 四半期財務諸表等規則ガイドライン 9 の取扱いは、規則第 16 条に規定する事項について準用する。
- 17-1 四半期財務諸表等規則ガイドライン 10-1 の取扱いは、規則第 17 条第 1 項に規定する事項について準用する。
- 18 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 14 及び 8 の 14-1-1 の取扱いは、規則第 18 条に規定するストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記について準用する。
- 19 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 15 及び 8 の 15-1-7 の取扱いは、規則第 19 条に規定するストック・オプションに関する注記について準用する。
- 20 規則第 20 条から第 23 条まで及び第 26 条に規定する注記とは、「企業結合に係る会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん及び支配等の用語は、「企業結合に係る会計基準」に定める企業結合日、のれん及び支配等の用語をいうものとする。
- 21 四半期財務諸表等規則ガイドライン 16 の取扱いは、規則第 21 条に規定する持分プーリング法を適用した場合の注記について準用する。
- 24 規則第 24 条及び第 25 条に規定する注記とは、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。
また、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 23-1-3 の取扱いは、規則第 24 条第 1 項第 3 号に規定する分離した事業に係る注記について準用する。
- 27 四半期財務諸表等規則ガイドライン 21 の取扱いは、規則第 27 条に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。

第二章 四半期連結貸借対照表

- 35-1-2 連結財務諸表規則ガイドライン 23-1-2 の取扱いは、規則第 35 条第 1 項第 2 号に規定する受取手形及び売掛金について準用する。

- 39 財務諸表等規則ガイドライン 26 の 2－3 の取扱いは、規則第 39 条に規定する有形固定資産の減損損失累計額の記載について準用する。
- 42 四半期財務諸表等規則ガイドライン 37 の取扱いは、規則第 42 条に規定する投資その他の資産について準用する。
- 49－1－1 連結財務諸表規則ガイドライン 37－1－1 の取扱いは、規則第 49 条第 1 項第 1 号に規定する支払手形及び買掛金について準用する。
- 50－1－3 連結財務諸表規則ガイドライン 38－1－3 の取扱いは、規則第 50 条第 1 項第 3 号に規定する引当金について準用する。
- 52 財務諸表等規則ガイドライン 58 の取扱いは、規則第 52 条に規定する偶発債務の注記について準用する。
- 59 四半期財務諸表等規則ガイドライン 52 の取扱いは、規則第 59 条に規定する 1 株当たり純資産額の注記について準用する。
- 63 規則第 63 条の規定は、規則第 61 条の規定による記載をしない場合にも適用があることに留意する。

第三章 四半期連結損益計算書

- 66 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「中間財務諸表等規則ガイドライン」という。）41 の取扱いは、規則第 66 条に規定する売上高の表示方法について準用する。
- 67 中間財務諸表等規則ガイドライン 42 の取扱いは、規則第 67 条に規定する売上原価の表示方法について準用する。
- 69 中間財務諸表等規則ガイドライン 44 の取扱いは、規則第 69 条に規定する販売費及び一般管理費の表示方法について準用する。この場合において、中間財務諸表等規則ガイドライン 44 中「中間会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。
- 78 財務諸表等規則ガイドライン 95 の 5 の 2 及び 95 の 5 の 2－1 の取扱いは、規則第 78 条に規定する 1 株当たり四半期純損益金額等の注記について準用する。
- 78－2 四半期財務諸表等規則ガイドライン 70－2 の取扱いは、規則第 78 条第 2 項に規定する 1 株当たり四半期純損益金額等の注記について準用する。

- 83 規則第 83 条の規定は、規則第 82 条の規定による記載をしない場合にも適用があることに留意する。

第五章 株主資本等に関する注記

- 90 規則第 90 条に掲げる事項の記載において、次の点に留意する。

- 1 新株予約権を行使することができる期間（会社法第 236 条第 1 項第 4 号）の初日が到来していない新株予約権については、それが明らかになるように記載すること。
- 2 新株予約権の四半期連結会計期間末残高の記載において、親会社におけるものと、連結子会社におけるものを区分して記載すること。
- 3 親会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合（親会社の自己新株予約権）には、新株予約権の目的となる株式の種類、数及び親会社における自己新株予約権の四半期連結会計期間末残高を記載すること。
- 4 連結子会社が発行した新株予約権を当該子会社が保有している場合（連結子会社の自己新株予約権）には、連結子会社における自己新株予約権の四半期連結会計期間末残高を記載すること。

- 92 規則第 92 条に規定する「主な変動事由」とは、例えば次に掲げるものをいう。
なお、主な変動事由の金額を記載する場合には、概算額によることを妨げない。

- 1 新株の発行又は自己株式の処分
- 2 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
ただし、配当に関する注記を参照することとした場合には、省略することを妨げない。
- 3 自己株式の取得
- 4 自己株式の消却
- 5 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
- 6 連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動（連結子会社又は持分法適用会社の増加又は減少）